

訪問系サービス事業所等の従事者への接種について

1 訪問系サービス事業所等の従事者に係る取扱い

新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の高齢者である障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合がある。

このような状況を想定し、以下の①から③のすべてに該当する場合、市町村は、③の訪問系サービス事業所等の従事者を障害者支援施設等の従事者の範囲に含むことができる。

① 市町村の判断

市町村が、必要に応じて都道府県にも相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、感染が拡大した場合に、在宅の高齢者である障害者が自宅療養を余儀なくされ、こうした者に対する障害福祉サービス等の継続が必要となることが考えられると判断した場合

② 訪問系サービス事業所等の意向

訪問系サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者（以下「自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意向を市町村に登録した場合

③ 訪問系サービス事業所等の従業員の意思

②の訪問系サービス事業所等の従業員が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する場合

2 障害者支援施設等の従事者に含まれる訪問系サービス事業所等の従事者の範囲

1 の①～③のすべてに該当する場合、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する職員

(対象の訪問系サービス等の例)

対象の訪問系サービス等には、例えば、以下が含まれる。

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 同行援護
- ・ 重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）
- ・ 自立生活援助
- ・ 短期入所
- ・ 生活介護

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型、B型）
- ・就労定着支援
- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。

3 市町村における決定及び周知

市町村衛生部局が、障害保健福祉部局と連携し、

- ・必要に応じて都道府県にも相談した上で、
- ・地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえた上で、

障害者支援施設等の従事者の範囲に訪問系サービス事業所等の従事者を含め、優先接種の対象とする旨を決定する。

当該決定を行った市町村は、障害保健福祉部局から管内の訪問系サービス事業所等に対して周知及び「登録様式」（別添様式2）の配付を行う。

4 訪問系サービス事業所等の登録及び事業所における対象者の取りまとめ

訪問系サービス事業所等は、「説明文書」（別添様式3）を活用して職員に説明・相談の上、事業所内で、地域において病床がひっ迫する場合に、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する従事者の人数（以下「対応予定人数」という。）を把握する。

事業所は、市町村障害保健福祉部局に対して、「登録様式」を活用して、法人名、事業所名、所在地、事業所連絡先、管理者氏名及び対応予定人数等を登録する。

市町村障害保健福祉部局は、訪問系サービス事業所等からの登録を取りまとめ、リスト（以下「登録リスト」という。）として保管する。

優先接種の対象であることについては、障害者支援施設等の従事者と同様、訪問系サービス事業等に従事していることの「証明書」が必要である。

訪問系サービス事業所等は、

- ・市町村障害保健部局に登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する職員に対して「証明書」を発行する。

※必要に応じて、「説明文書」（別添様式3）を活用して、改めて職員に説明を行う

- ・また、「証明書」を発行して優先接種の対象とした職員について、名簿等の作成又は対象者のサインを得た「説明文書」（別添様式3）の保存等によって、対象者を管

理する。

- ・なお、「証明書」については、障害者支援施設等の従事者向けの様式（別添様式1）を活用する。この場合、様式中「高齢者施設等従事者」には訪問系サービス事業所等が含まれるものと取り扱って差し支えない。

5 訪問系サービス事業所等の従事者の接種体制

訪問系サービス事業所等の従事者は、原則、住民票所在地の市町村の接種体制に応じ、接種実施医療機関で予防接種を受ける。その際、優先接種の対象である訪問系サービス事業所等に従事していることの「証明書」を、市町村から発行された接種券とともに持参すること。

「証明書」については、前述のとおり、従事する訪問系サービス事業所等において発行する。

「証明書」は、接種実施医療機関で回収されない。接種後には医療機関から返却をしてもらい、第2回目も同様の書類を提示する。

6 市町村障害保健福祉部局で取りまとめた登録リストの活用方法

市町村障害保健福祉部局で取りまとめた登録リストの活用方法としては、以下が考えられる。

- ・市町村障害保健福祉部局において、当該市町村におけるワクチンの追加見込み量の概数を把握し、衛生部局と連携することが考えられる。
- ・地域において病床がひっ迫した場合において、相談支援事業所等（※）が、自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に対する訪問系サービス等の必要性の検討の結果、サービスを提供することとなる場合
 - 相談支援事業所等は市町村障害保健福祉部局に対して、特定の訪問系サービス事業所等が登録リストに登載されているかどうかを照会することや、
 - 登録されていない場合、登録されている他の訪問系サービス事業所等を紹介すること

が考えられる。

また、相談支援事業所等から求めがある場合は、市町村障害保健福祉部局は登録リストを情報提供することが考えられる。

- (※) 当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合においては、利用者を担当する指定特定相談支援事業所、セルフプランにより支給決定を行った場合においては、基幹相談支援センター等。
- ・地域において病床がひっ迫した場合において、市町村障害保健福祉部局が、必要なサービスを継続する観点から、登録リスト上の訪問系サービス事業所等に対して対応状況を照会することが考えられる。